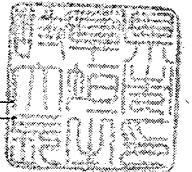


公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売に付すので、同法第95条の規定によりその旨を公告します。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したので、同法第99条の規定により当該公売財産の見積価額を公告します。

令和8年9月11日

大垣市長 石田 仁



公売方法		期間入札
公売日時	公売参加 申込期間	令和8年9月18日（金）午前9時00分～ 令和8年10月2日（金）午後5時00分
	入札期間	令和8年10月9日（金）午前9時00分～ 令和8年10月16日（金）午後5時00分
公売場所		大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所 本庁舎2階 債権管理課
開札の日時		令和8年10月20日（火）午前10時00分
開札の場所		大垣市役所 本庁舎2階 2-3会議室
追加入札		追加入札がある場合は、開札の日に同じ場所で期日入札の方法にて入札及び開札を行う
追加入札開始日時		令和8年10月20日（火）午後2時00分
追加入札締切日時		令和8年10月20日（火）午後2時30分
追加入札開札日時		令和8年10月20日（火）午後2時30分
売却決定日時		令和8年11月10日（火）午前10時00分
売却決定の場所		大垣市丸の内2丁目29番地 大垣市役所 本庁舎2階 債権管理課
買受代金納付の期限		令和8年11月10日（火）午後2時00分
公売財産の表示および 公売保証金・見積価額		別紙1「公売財産及び公売保証金・見積価額」のとおり
買受人の資格 その他の要件		国税徴収法第92条又は第108条の規定に抵触しない者
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の内 容の届出		国税徴収法第92条又は第108条の規定に抵触しない者 この公売財産の換価代金から配当を受けることができる質権、抵当権、 先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債 権現在額申立書によりその内容を大垣市役所債権管理課に申し出てく ださい。なお、債権現在額申立書の用紙は、大垣市役所債権管理課に用 意してあります。
その他事項		別紙2「その他の公売条件」のとおり

別紙 1

公売財産及び公売保証金・見積価額		
公売財産		
売却区分番号	公売保証金	見積価額
大垣市 1	700,000 円	6,700,000 円
名称・数量・性質・所在等		
公売財産：大垣市 1 【基本情報】 <登記簿の表示> 所在 大垣市南若森町字藪廻り 地番 547 番 1 地目 宅地 地積 389.35 m² <所在地> 登記簿の表示に同じ <交通・最寄り駅等> ・名阪近鉄バス岐垣線、若森車庫線、青柳線 停留所「若森車庫前」の西側 ・養老鉄道（養老線） 「西大垣駅」から約 1 km（道路距離） ・J R 東海道本線大垣駅から約 2.6 km（道路距離） <現況> ・周辺の土地（南若森町 553 番 1、548 番 2、545 番）と一体で、名阪近鉄バス株式会社若森整備工場底地として使用されている。 ・公売財産を敷地として、鉄骨造の整備工場建物 2 棟がある。 ・公売財産の地下には、車両整備等のための機械設備の埋設がある。 【土地の情報】 土地面積：389.35 m²（登記簿） 土地権利：所有権 持分：1/1 地目：宅地（登記簿） 都市計画区分：市街化区域 用途地域：準工業地域		

建ぺい率：60%

容積率：200%

防火規制：なし

その他：居住誘導区域

普通借地権設定あり（登記なし）

<主な公法上の規制等>

建築基準法第 22 条適用地域

特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）

<地勢など>

- ・地勢は概ね平坦地、標高は約 5.0m 前後
- ・間口約 13m、奥行約 31m の長方形の画地

<幅員、接道状況>

東側：幅員 4.0m の舗装市道に接道

<供給処理施設等>

上水道：なし

下水道：なし

都市ガス：なし

【その他】

- ・土壌調査、地盤調査は行っていません。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれません。
- ・公売財産は、名阪近鉄バス株式会社（名古屋市中村区名駅三丁目 2 1 番 7 号）が、亡公売財産所有者（令和 8 年 8 月 10 日現在の不動産登記上の所有者）の相続人の一人と土地賃貸借契約変更契約書（以下「現在契約」という。）を平成 24 年 9 月 18 日に締結し、使用している。
- ・上記現在契約は、名阪近鉄バス株式会社の前身会社である大垣自動車株式会社と公売財産の当時の所有者との間で、昭和 28 年 1 月 1 日付で締結された賃貸借契約（以下「原契約」という。）を基本としている。
- ・原契約には賃貸借期間の記載はないが、延長条項があり、現在契約に至っている。
- ・公売財産に係る賃料は現在契約によると、月額 56,534 円であり、未払賃料はない。
- ・公売財産に係る敷金、保証金等は、名阪近鉄バス株式会社との賃貸借契約において確認できていない。
- ・公売財産の賃貸借に係る原契約には、賃借人の原状回復義務の定めがある。
- ・公売財産上の建物は登記されている。

【注意事項】

- ・公売への参加申込を希望する場合は国税徴収法 99 条の 2 の規定に基づく、暴力団員等に該当

しないこと等の「陳述書」を、公売参加申込期間中に、大垣市役所債権管理課に提出してください。郵送の場合は公売参加申込期間最終日までに必着とします。売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が延長される場合があります。

- ・代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は委任状及び委任状に記載のある添付書類と併せて公売参加申込期間中に大垣市役所債権管理課に提出してください。郵送の場合は公売参加申込期間最終日までに必着とします。委任状の様式は大垣市ホームページをご参照ください。代理人が公売手続を行う際に、委任状の提出がない場合や、委任状に不備があった場合は入札に参加することができません。
- ・公売財産については、下見会は実施しませんので、あらかじめその現況（権利関係等含む）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、大垣市は関係資料を提供できません。
- ・掲載する写真、記事内容等と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・大垣市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての責任を負いません。
- ・大垣市は買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となります。
- ・公売財産には、使用者があります。
- ・外観からは、隣接地との境界は判然としていません。そのため、掲載写真は公売財産周辺を撮影したものとなります。
- ・土地の境界については、買受人が隣接地土地所有者と協議してください。
- ・公売財産は土地のみであり、建物及び使用者が設置した固着物等（以下「建物等」という。）並びに公売財産の敷地内にある機械設備、自動車、燃料、工具、備品その他すべての動産（以下「動産等」という。）については、公売対象ではありません。公売財産の買受人となっても、建物等及び動産等については所有権を取得しません。
- ・公売財産に係る賃借権等の権利及び賃料等については、土地の使用人と協議してください。大垣市は関与しません。
- ・大垣市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や敷地内にある建物等及び動産等の取扱いについては、すべて買受人の責任において行うことになります。大垣市は関与しません。
- ・買受人は、買受代金を完納した時に、公売財産を取得します。
- ・危険負担の移転の時期は、原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときです。したがって、買受代金の全額納付後に公売財産上に生じた危険（破損、盗難、焼失等）による損害は買受人が負うこととなります。
- ・掲載写真は、大垣市役所職員がデジタルカメラで撮影したものです。撮影時の環境や、ご覧になるパソコン等の環境により実際の色合いと異なる場合があります。
- ・法令等の規定により公売手続を中止することがあります。
- ・不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたときは、その最高価決定を取り消します。
- ・公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が買受代金の全額納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。

別紙 2

そ の 他 の 公 売 条 件	
買 受 人 の 制 限	次に掲げる者は、直接、間接を問わず公売財産を買い受けることができません。 1 滞納者（ただし、換価の目的となった自己の財産の買受の場合に限る） 2 市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員
公 売 へ の 参 加 制 限	次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことがあります。その事実があった後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても同様とします。 1 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者 2 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者 3 偽りの名義で買受申込みをした者 4 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人 5 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者 6 上記に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
公 売 保 証 金	1 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札に参加できません。 2 公売保証金は、市の指定する口座へ振込で納付してください。
書 類 等 の 提 出	1 入札をするには公売保証金の納付のほか、公売参加申込期間中に参加申込に必要な書類等を提出する必要があります。必要書類等については不動産公売（期間公売）の手引きを確認してください。また、提出のあった書類等に補正又は追加提出が必要な書類等がある場合、その補正又は提出がされないまま入札期間を迎えたときは、入札することができません。 2 参加申込に必要な書類等または入札書を提出する場合、公売公告に記載の期間中に大垣市役所に必着する必要があります。なお、持参して提出する場合、公売公告記載の期間中の大垣市役所開庁時間内のみでの受付となります。
入 札	1 公売参加者などは、所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。 2 入札書には、住民基本台帳に記録されている住所地及び氏名を記載してください。法人の場合にあつては、商業登記簿の本店所在地を記載してください。 3 入札価額が訂正された入札書は無効とし、入札がなかったものとします。 4 一度投函した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。また、入札書は同一売却区分番号の公売財産について同一の公売参加者などが2枚以上入札することはできません。2枚以上入札された場合の入札書はすべて無効となります。

	5 入札価額は、見積価額以上の金額を記載してください。公売財産の売却決定は最高価申込者の入札金額をもって行います。 6 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
開札	入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者が開札の場所にいないとき、又は立ち会わないときは、公売事務担当者以外の大垣市役所の職員が立会いの上、開札します。
最高価申込者等の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を「最高価申込者」として決定します。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上であり、かつ、最高の価額である者に対して行います。
追加入札と抽選	1 最高価額による入札者が2人以上あるときは、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。なお、この場合の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要であり、これに満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（公売実施の適正化のための措置）が適用されることがあります。 2 追加入札の結果、なお最高価額が同額であった場合、その入札者の間でくじによる抽選をおこない、最高価申込者を決定します。
次順位買受申込者の決定	1 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上であり、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、次順位による買受けの申込みがあった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定します。この場合、次順位買受申込者の納付した公売保証金は、一定の期間保管します。なお、その公売保証金に利子はありません。 2 最高価申込者がその決定を取り消されたとき、又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対し売却決定をします。
再度入札	入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときには、再度入札を行うことがあります。
売却決定	1 公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 2 次順位買受申込者に対して売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日におこないます。
消費税等	1 売却決定は、入札書の入札価額欄に記載された金額をもって行います。公売財産が課税財産である場合、見積価額、最高価申込価額及び落札価額は消費税及び地方消費税相当額を含んだ取扱いとなります。 2 公売財産が一括公売で課税財産及び非課税財産が混在する場合、見積価額、最高価申込価額及び落札価額は課税財産に対応する消費税及び地方消費税相当額を含んだ取扱いとなります。
買受代金の納付	売却決定を受けた買受人は、公売公告に記載した納付期限までに買受代金の全額を市の指定する口座に振込みで納付してください。
売却決定の取消し	次に掲げるときは、売却決定を取り消します。 ① 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金納付前に証明されたとき。 ② 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき。

	③ 国税徴収法第108条第2項及び第5項の規定に該当したとき。
公 売 保 証 金 の 返 還 お よ び 帰 属	1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者には、公売が終了した後に公売保証金を返還します。 2 次順位買受申込者には、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に公売保証金を返還します。 3 最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4 買受人が買受代金を期限までに納付しないことにより売却決定が取り消されたときは、その者の納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項に規定される処分を受けた者の納付した公売保証金は、大垣市に帰属します。
権 利 移 転 の 時 期	買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。
危 険 負 担 の 移 転 の 時 期	危険負担は、権利を移転した時に移転します。従って、その後における財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。
契 約 不 適 合 責 任	大垣市は、公売財産について契約不適合責任を負いません。
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
権 利 移 転 に 必 要 な 関 係 書 類 等	買受人は、買受代金を納付した後、すみやかに所有権移転登記の請求をしてください。なお、所有権移転登記の請求手続に当たっては、次の書類等が必要です。 ① 売却決定通知書 ② 買受人が個人の場合にあつては住民票の写し、 法人の場合にあつては法人の登記事項証明書又は資格証明書 ③ 登録免許税の領収証書 ④ 市町村が発行する固定資産評価証明書 ⑤ 登記・登録関係書類の郵送料および郵送用の封筒
財 産 の 引 渡 し	大垣市は、公売財産の引渡義務を負いません。従って、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。公売財産である建物内及び敷地内の残置物は、買受人の責任において適切に処理してください。
そ の 他	1 岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号）及び大垣市暴力団排除条例（平成24年大垣市条例第1号）により、この公売財産の買受人は、買受後、買い受けた不動産を暴力団の事務所に使用させる等、暴力団の活動を助長する利益供与をしたり、買い受けた不動産が暴力団事務所の用に供されることを知りながら当該不動産の譲渡者として譲渡契約を締結したりしてはいけません。 2 上記に規定する暴力団員等に該当しないことの宣誓のため、公売参加者（法

人についてはその役員も含む) または自己の計算において入札等をさせようとする者には陳述書を提出していただきます。

3 その他詳しいことは、大垣市役所債権管理課へお尋ねください。